

医療、介護手当を支給

成立する公害医療法案

水俣病 入院患者に月四千円

国民生活関係二十七法案が衆院を通過、二日参院で可決成立の運びだが、このなかには公害医療関係法案が含まれており、成立すれば、水俣病療養会の改組案例が十二月定例会議に追加提案され、患者に対しては医療手当で、介護手当が支給される見通し。

同法案は「公害にかかる健康被害の救済に関する特別措置法」で、公害紛争処理法案とともに、公害三法と呼ばれ、前国会で成立の見込みだったが、大塚法案のあおりでタナ上げとなっていたものの。

同法案が施行されれば、将来、条例によって設けられていた水俣病療養会は同法によって設置されることになり、県当局は旧条例を廃止して新法律に基づく新しい設置条例案を十二月県議会に提案する。

また同法により、従来国・県・市で三分の一ずつ負担していた患者の医療費も国と県で各四分の一、公害防止事業団二分の一の負担となり、年間五百六十八万円を支出していた水俣市の負担は除かれることになる。

また新しい医療制度は二月一日からスタートすることになるもようで、そのさい、医療手当として入院患者に月四千円、通院患者に二千円、介護手当（ただし看護人を雇った場合）として月九千円が支給される見通しだ。なお、患者家庭では救済対策が一步前進したと受け取りながらも、家族が看護する場合、介護手当を支給しないことに不満を示し、渡辺榮蔵

水俣病療養者家庭互助会訴訟派代表として「入院できる患者はいいが、家ですべて療養、家族が看護している、法の不備を指摘している。」「法の不備を指摘している。」